

豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の木造戸建て住宅の耐震性の向上を図り、耐震改修を促進し、もって震災に強いまちづくりに寄与するため、予算の範囲内において耐震診断に要する費用に補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、豊前市補助金交付規則（昭和43年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組み壁構法で建築された木造一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるものに限る。）を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、木造戸建て住宅の所有者又は所有者の親族等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去に当該補助金の交付を受けた木造戸建て住宅でないこと。
- (2) 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度（以下「耐震診断アドバイザー制度」という。）を利用して耐震診断を行うこと。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(補助要件等)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす木造戸建て住宅のうち、耐震診断アドバイザー制度を利用して行われた耐震診断（以下「補助対象耐震診断」という。）に要した費用について交付する。

(1) 市内に存在すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したものであること（昭和56年6月1日以後に増改築等を行ったものを含む。）。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象耐震診断1件に要する費用の2分の1に相当する額とし、3,000円を上限とする。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象耐震診断を行う前に、豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金交付の適否を決定し、交付を決定したときは豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、

不交付を決定したときは豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により，当該申請書に対し速やかに通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者が，事情により補助対象耐震診断を中止し，又は廃止しようとするときは，豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付申請取下届（様式第4号）を市長に提出し，承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は，補助金の決定を受けて補助対象耐震診断が完了したときは，完了の日から起算して30日以内又は，補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに，豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金事業完了実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- （1）耐震診断アドバイザー制度による耐震診断結果報告書の写し
- （2）前号の調査に対する診断費用の領収書の写し
- （3）その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は，実績報告書を審査し，補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に規定する確定通知を受けた申請者は，豊前市木造戸

建て住宅耐震診断費補助金交付請求書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し，補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は，前条に規定する補助金交付請求書の提出があったときは，補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 第8条の規定による取下げ等の承認を受けたとき。
- （3） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは，豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は，前条第1項により補助金の交付決定を取り消した場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，豊前市木造戸建て住宅耐震診断費補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は，令和 4 年 3 月 31 日限り，その効力を失う。ただし，同日までに実績報告をした者の補助金については，同日後も，なお，その効力を有する。

附 則（令和 3 年 月 日告示第 号）

この告示は，公布の日から施行する。